

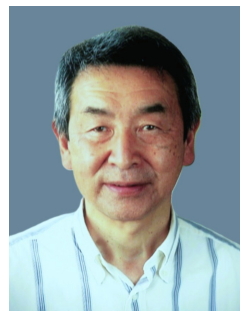
ヒューマンライツいいだ

発行：飯田人権擁護委員協議会
所在地：飯田市大久保町2637番地3

編集：企画運営部会
長野地方法務局飯田支局内

☎ 0265-22-0045
(FAX) 0265-22-0045

会長挨拶



川口 秀夫

地域につなげる人権擁護

近年、社会情勢は大きく変化しており、情報化の進展やインターネットなどの普及、多様な価値観の広がりなどにより、人権を取り巻く環境も変化しています。人権問題は多様複雑化していることから、行政や学校、地域団体などと連携しながら、地域の実情に応じた活動を進めていくことが必要です。人権擁護委員は、地域に根ざした活動を通じて誰もが安心して暮らせる社会の実現に貢献していくことが期待されています。人権擁護は特別な活動だけではなく、日常の中から

始まるものです。私たちの身近な地域には、高齢者の見守り、子どもの安全確保、いじめや差別の防止、孤立している方への声かけなど、一人ひとりが関われる人権課題があります。

地域において関われる人権擁護とは、相手の立場を理解し、お互いの人格や個性を尊重することから始まります。困っている人に気づき、声をかけ、支え合うことが、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつながります。

人権擁護委員の活動も、相談活動や啓発活動を通じて地域とのつながりを大切にしていますが、人権を守ることは委員だけの役割ではありません。地域に住む一人ひとりが人権意識を持ち、小さな思いやりや行動を積み重ねることが、人権が尊重される社会の実現につながると 생각합니다。

副会長挨拶



仲田 耕治

今後も、地域や学校、関係機関と連携しながら、一人ひとりがお互いを尊重し合える社会づくりを進めていきたいと思っています。

人権擁護委員とは、職務をあまり知らないで着任して今年1月から早いもので8年目に入りました。

人権相談の業務についていると、人はそれぞれ悩んでいること、困っていることがたくさんあることを知ります。

人の話を聞く事の大切さ、それと相手は何を言いたいかを察することの難しさを毎回のよう感じています。

相手が『有難うございました』と少し晴れやかな顔をして帰られた時は、良かったかなと思います。

副会長、きつと幾つか失敗するけれど、生来の楽天的な気質で何とかなるだろうと思いついています。多くの事象に前向きに対応して行きたいと思っています。



木下 富喜子

今年度、協議会副会長という大役をお受けすることとなりました木下富喜子と申します。3年前、委員になった時の不安は、地区部会・専門部会の皆様と活動する中で、「二人じゃない」という強みで軽減できました。

現在、価値観の多様化、権利意識の変化、誹謗中傷

など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、誰もが心穏やかに暮らしたいと願っている一人でも悩む方は多いのではないのでしょうか。

「誰かのことじゃない」という意識で、活動される委員の皆様と、悩みや愚痴も言い合える仲間として活動したいと思っています。微力な私ですが、一年間よろしくお願いします。



新常務委員会のメンバー

法務局職員挨拶



飯田支局長
神津哲也

「無意識の思い込み」と訳される「アンコンシャス・バイアス」について紹介します。「ものの見方や捉え方の歪みや偏り」を示す概念で、「男性なら家庭より仕事を優先すべき」、「女性はお茶汲み」といった発言の背景にある思い込みが、該当すると考えられ、バイアスは、誰でもあり得るもので、意識しづらいという特徴があるため、気付かないままでは、無意識に誰かを傷つけてしまう場合もあります。

これを人権の観点で考えますと、人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社

会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

全ての人が互いの人権を尊重し、助け合うことのできる共生社会を実現するために、自身のバイアスに気づき、これを減らすよう意識することが大切ではないかと私自身改めて努力しているところです。是非、自身のバイアスを意識されてはいかがでしょうか。本年度もよろしく願います。



支局長補佐
原学

澤田の後任の原と申します。出身は神奈川県厚木市です。

法務局に勤めて今年22年目、25歳のときに就職した

のですが、その10年も前に顧問の川島委員が委嘱されていたというのを『協議会の歩み』で知り驚きました。

世の中の変化はさまざま、対人トラブルの相談先はもはやAIに取って代わられつつあり、今後は人権擁護機関による事実認定や法的評価を期待する複雑・困難な相談が目立つようになる一方、まだまだ人の共感を求める相談もなくならないと思います。また「やりたい」という気持ちが原動力になれば、委員の負担軽減と実効性強化が両立する啓発活動の実現も可能だと思えます。

皆様が気持ちよく委員活動を行えるよう頑張りますので、御指導の程よろしく願います。

民事専門官
丸山 翔

本年4月より法務局に新規採用職員としてお世話に



なっております、民事専門官の丸山と申します。出身は佐久市で、入局以前は地元役場において主に税務および建設関係の部署で勤務しておりました。また、僅かではありますが土地家屋調査士事務所補助者として勤務しておりました。現在は総務係に所属し、戸籍・国籍および庶務に関する事務を担当しております。職務上、様々な外国籍の方と関わる機会が多いと伺っているため、業務を通じて身近な人権問題について理解を深め、また担当職において適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

若輩ではございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

部会名	地区部会事業計画
中部部会	法務局飯田支局以外の会場で実施する特設人権相談は、5月31日に橋南公民館で、9月6日、12月5日の2回をムトスぷらざで行います。また、女性委員による人権相談を、6月13日に鼎公民館、1月16日に上郷公民館で行います。 このほか人形劇フェスタ期間中の街頭啓発活動を5会場で、小学生を対象とした人権教室を市内2校で11月に開催する計画です。 (中部部会長 金田光廣)
南部部会	事業の中の一番大事な人権教室を、今年度は売木小学校で行います。学校からの要望を受け、参観日に実施することになりました。当日は保護者の皆さまにも参加いただき、よりよい人権教室となるよう準備を進め実施いたします。 (南部部会長 宮澤英行)
西部部会	一日人権擁護委員にパラアイスホッケー日本代表を迎え、人権週間での啓発活動を行います。高校への働きかけでは、実践のある男女共同参画推進部会と協働して進めます。仕事を持つ少ない委員達なので、小学校での人権教室も負担のないよう工夫したいです。 (西部部会長 入栄里子)
北部部会	今年度の部会は大鹿村で4回開かれ、人権教室についてや人権作文の審査等を協議する予定です。また5月31日と12月6日には特設相談、8月と12月には啓発活動が行われます。昨年に続いて今年度も頼りになる先輩委員の退任が予定されていて寂しい限りですが、今のうちにご指導やアドバイスに耳を傾けたいと思います。 (北部部会長 中村政子)

専門部会事業計画

男女共同参画推進部会
 部会長 塩沢 総夫

当部の活動は、企業や学校を訪問しての人権に対する啓発活動が主となります。

そして、県連男女共同参画推進委員会の今年度の重点目標の「ジェンダー平等の理解を深め、デートDV防止のための人権教室を推進する」ことの達成にも務めます。

このような方針の下、今年度の具体的な活動を次のように計画しています。

一 学校訪問は、昨年度に引き続き飯田短期大学での人権教室の開催と文化祭への参加を計画しています。高校においては、昨年度の阿南高校に続いての二校目となる松川高校での人権教室の開催を計画しています。人権教室の内容は、デート

DV防止を推奨しています。が、学校側の希望にも応じながら決定します。

二 企業訪問は、北部、中部、南西部で各一カ所とし、全体で三事業所の訪問を計画します。

なお、昨年度まで実施していましたが保育園訪問は今年度から除外いたしました。以上となりますが皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

人権問題対策部会
 部会長 池田 龍珠

人権問題対策部会という部会名ですが、高齢者・障がい者の人権啓発、相談、救済などを中心とし活動します。

区域内の社会福祉施設に赴き、啓発を行い、あわせて利用者が必要時に私たち人権擁護委員への相談につ

ながる導線の構築を行います。

本年は4カ所の訪問を予定しておりますので、該当施設には業務多忙の所と思いますが、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。また、訪問について知りたい、訪問希望される施設関係者の方はお気軽に法務局までお問い合わせ下さい。

障害者差別解消法により、高齢者や障がい者が他の人と同じようにサービスや施設を利用したり、仕事や学習に参加したりできるような状況に応じて行う必要かつ適切な調整や支援が求められています。みなさまと一緒に考えてゆければと思います。

子ども人権部会
 部会長 岡田 六久

本年度も、各地区審査に余裕を持たせ応募締め切りを昨年度同様に行いました。

そのため、各地区部会の委員の方には昨年度同様に、学校へのお願ひ・受け取り

及び一次審査までと、日程通り進められますようご協力をいただき、今年度もご支援をお願いいたします。

事業内容
 一 第45回中学生人権作文コンテストの実施と入賞作品集の発行

重点校（飯田東中、竜東中、高陵中、天龍中）には法務局及び協議会関係者が訪問し、その他の中学校には担当委員が依頼に伺いました。当地区の応募締め切りは9月4日です。なお、部会で昨年見直した審査基準を、更なる明確化を図る予定です。

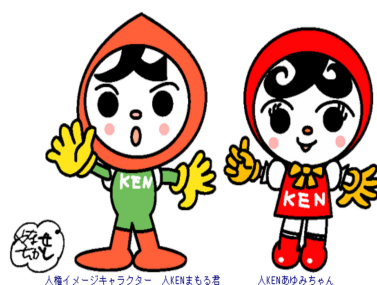
二 人権教室の開催

作文の重点校の内、飯田東中学校では、卒業間近の三年生を対象に「デートDV」をテーマにした授業を11月6日に実施予定です。例年のように要望のある天龍村の学校法人どんぐり向方学

園でも10月6日実施予定です。

三 人権の花運動の実施
 泰阜保育園・泰阜小学校・泰阜中学校の三校で取り組みます。また、ネットワーク事業は泰阜村が担当します。

ご協力をよろしくお願いいたします。



人権イブニングキャラクター 人KENまもる君

企画運営部会
 部会長 清水 真

本年度の企画運営部会では夏の啓発活動の計画、春の委員研修の計画、ヒューマンライツいいだの編集・発行を行います。

○夏の啓発活動の計画
 人形劇フェスタ実施日に啓発活動を行います。各地区ごと会場、日時、担当委員の方を決めていただき啓発物品の配布を行います。

○春の委員研修会の計画
 今年度の春の委員研修会の反省を行い、来年度の計画を立てます。

○ヒューマンライツいいだ編集・発行
 現在計画されている発行予定日と主な内容は次の通りです。

・第66号 7月1日
 正副会長挨拶、法務局新任職員挨拶、専門部会事業計画、春の委員研修会

・第67号 11月1日
 夏の啓発活動、人権教室退任挨拶、新任挨拶

・第68号 2月1日
 啓発活動、人権週間街頭啓発、人権教室、施設訪問、退任挨拶、新任挨拶

適時原稿依頼を致しますのでよろしくお願い致します。

春の委員研修会

企画運営部長 清水 真

令和8年4月22日、8年度定時総会前に春の委員研修会を開催しました。

研修は「人権相談の技法——飯田協議会における常設相談の歴史——人権相談における傾聴・受容・共感」という演題で、人権擁護委員の川島一慶先生に講演をしていただきました。まず昭和26年度に創設された飯田協議会で行われてきた人権相談の歴史をお話していただきました。さらに、「人権擁護委員のための相談・救済ハンドブック」を補いながら傾聴・受容・共感について教えていただきました。ここに皆さんからいただいたアンケートの一



部を紹介し、報告とします。

— 今回のテーマに関して、興味を持たれたところや感想

・飯田協議会の歴史を知る方は多くないと思われます。川島先生だからこそのお話

ありがたかったです。

・人権相談で一番大切な傾聴について、実に多くの方法があることがわかりました。一つ一つが大切かとは思いますが、正確に理解するにはもう一度読み直してみなければと思います。

・法務局のテキストを自分なりに、技法などノートにまとめたつもりだったが、

今回川島先生はとてもわかりやすく順を追ってポイント

をまとめてくださって、自分のまとめたものより本

当にわかりやすい。今後は相談にあたり、これを一読し、手元に置いて臨みたい。お守り、自分の心の

安定のために。

・研修の中で、相談者との信頼関係を作る事が一番大事だと思いました。大切な

ことばかりでもつと習得し、役立てていきたいです。

・人権擁護委員になって最初に受けたと思う内容の研修でした。こういうお話が聞きたかったです。

二 人権擁護委員としての今後に活かせるところや気づいたこと

・やはり、傾聴で相手のことを思いながら（相手によ

りそつて）相談していか

らと思いました。

・相談者の話を「きく」ことの大切さを改めて気づきました。また相談者が話を「きいてくれた」と感じる

ことが重要であることを忘れないようにしたいと思

います。

・「助言は相談者から求められた時だけにする。」ま

ず話を聴いて「良いアドバイスをしようと思わない。」

は、自分も今後活かしてい

かねばと思いました。

・「人が悩んでいるときに必要なのは、解決してくれ

る人ではなくて、解決でき

ない苦しみを理解し寄り添

てくれる人です。」という

ことを肝に銘じて人権相談

にあたりたいと思います。

・常設相談、とても不安で

いっぱいでした。今日のお

話をお聞きして、私でもで

きるのではないかと感じら

れるような気分になりました。

もう一度家に帰り、読

み直して勉強してみます。

本当にありがとうございました。

三 今後の研修で取り上げたいテーマやその他感想等

・今多い具体的相談内容で、それに対してのアドバイス。

・SOSミニレターの書き方（はがき対応）、SNS

上の誹謗、中傷事案への対応について。

・もう数回川島先生の研修を受けたいです。

事務局より

事務局次長 鈴木 孝子

定期総会が終了し、川口会長橋事務局長の下、新体制で令和8年度がスタート

しました。

委員1年に満たない私が、事務局をお手伝いすることになりました。事務局長をはじめ皆さんに教えていただきながら努めたいと思

います。

研修会等により勉強して、委員の皆さんの応援と、人権擁護委員の活動の大切さをPRしていけたらと思

います。

委員の活動自体の把握ができていない現在ですが、昨年7月からを振り返り努力します。ご迷惑をおかけするかと思いますが、よろしく願います。

委員の抱い手も難しい中ですが、それぞれお仕事を

お持ちの中での活躍、お世話様になります。

編集後記

人権擁護委員としてまだ1年にも満たない私が、初めて編集に携わらせていただきました。皆様方の協力により、このように機

誌の発行ができましたことに感謝申し上げます。

さてこの度の機関誌は、正副会長挨拶、法務局職員挨拶、地区部会・専門部会事業計画、春の委員研修会の記事等掲載しました。年

度当初の発行ということで、人権擁護委員として活動を

開始するにあたって大切にしたいこと、考えなければ

いけないこと等を示してい

ただしました。また、年間

の活動計画により今後の見

通しも持てました。春の委

員研修の記事につきまして

は、紙面の都合もあって多

くの方の感想を載せられず

すみませんでした。「相談

者は何を求めて人権相談に

来ているか」ということは

考慮していなかったたのでハッ

とさせられました。

機関誌の発行は今回も含め年間3回の予定です。な

れないため不手際があるか

と思いますが、原稿の依頼

等今後もしようしくお願い

します。（文責 清水 真）